

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁹〕所得税関係

個人が美術品等を売却した場合の所得税等

1. 所得税の対象となる譲渡かどうかの確認

基本的に、譲渡により所得が生じる場合は、所得税の課税の対象となります。

しかしながら、全てのケースにおいて課税されるかというところではありません。典型的な例としては、生活必需品等の譲渡によって生じたものに関しては、非課税とする（所得税法第9条第1項第9号及び所得税法施行令第25条）などの規定があります。生活必需品等とは、家具、じゅう器、通勤用の自動車、衣服などの生活に通常必要な動産です。しかし、貴金属や宝石、書画、骨とうなどで、1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税されます。まず、当該譲渡（所得）が非課税の範囲に入るか入らないかを条文（所得税法第9条など）で確認しましょう。

2. 所得税の対象となる場合の課税方法

資産の譲渡により所得が発生した場合、課税の方法が大きく分けて二つあります。

総合課税と分離課税です。

簡潔に言うと総合課税は、事業所得・不動産所得・給与所得などの所得と合算して課税される方式で、分離課税は、事業所得や不動産所得・給与所得などとは合算せずに、それぞれの（分離）譲渡所得に応じて税率を掛けて課税を行います。

個人的に所有している美術品等を譲渡する場合は、総合課税の対象に分類されます。

3. 総合課税対象の譲渡所得の計算方法

総合課税の譲渡所得は下記の算式により計算されます。

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

上記の留意点は、下記のとおりです。

取得費：購入代金＋購入手数料等です。

当該資産が減価償却資産の場合は、減価償却費相当額を控除した金額。

美術品に関する減価償却資産性については、課税当局の取扱いが変更されております。詳しくは、国税庁ホームページ内「美術品等についての減価償却資産の判定に関するFAQ」をご参照ください。

購入金額が不明な場合、譲渡価額の5%を取得費とすることができます。

ただし、通常、譲渡所得の金額の計算上控除する取得費がないものとされる土地の地表又は地中にある土石等並びに借家権及び漁業権等は除きます。

譲渡費用：売る為に直接かかった費用。

特別控除額：その年の譲渡益に対して、50万円を限度に控除が可能です。

美術品等に関して譲渡損失が生じても、他の所得と相殺することはできません。

当該資産の所有期間が5年を超える場合は、上記譲渡所得の金額の2分の1が総合課税の対象となります。同じ年に、長期の譲渡所得と短期の譲渡所得の両方がある場合は、まず、短期の譲渡所得から上記特別控除額を差し引きます。

長期譲渡所得 所有期間5年超

短期譲渡所得 所有期間5年以内

4. その他の留意事項

当該譲渡によって、財産債務調書の提出義務が生じないかを検討する必要があります。

所得税及び復興特別所得税が増加するだけでなく、住民税や社会保険料等にも影響を与えることを認識しておく必要があります。

（税制委員会：小林秀子、齋秀行、大池明
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号